

## 国立大学法人電気通信大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられています。とりわけ、公的研究費<sup>(注)</sup>の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、それを起こした研究者、事務職員、教育研究技師及びその他関連する者（非常勤・学生を含む。）（以下「構成員」という。）が所属する本学ばかりではなく、我が国の科学技術振興体制を根底から揺るがすものとなります。

本学は、公的研究費に係る不正根絶に向けて、高い意識を持った組織風土を形成するとともに不正を発生させる要因を除去し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正防止に関する基本方針を定めます。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の不正防止対策に関する役割・責任体系を明確化します。

### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

適正な運営・管理の基盤となる環境を整備するために、以下の取組を推進します。

①事務処理手続きに関するルールの明確化・統一化

②職務権限の明確化

③コンプライアンス教育・啓発活動を通じた構成員の意識の向上

④ルールの理解度の確認及び誓約書の徴取

⑤告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、これを反映させた具体的な不正防止計画を策定するとともに、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施します。

### 4. 公的研究費の適正な運営・管理活動

予算の執行状況を遅滞なく把握するとともに、業者との癒着の発生防止、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行います。

### 5. 情報発信・共有化の推進

公的研究費の使用ルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築し、学内外に発信します。

### 6. モニタリングの在り方

不正が発生する可能性を最小にすることを目指し、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施していきます。

(注) 公的研究費とは、運営費交付金対象事業費、奨学寄附金、共同研究、受託研究及び競争的資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいいます。